

東京都北区みどりの保護、育成の推進に関する助成要綱

昭和61年 2月28日 区長決裁

改正 昭和62年12月25日 区長決裁

(通 則)

第1 この要綱は、東京都北区みどりの条例（昭和60年9月東京都北区条例第15号。以下「条例」という。）第22条の規定に基づき、緑化に必要な助成措置に関する事項を定める。

(定 義)

第2 この要綱で使用する用語及びその意義は、条例及び同条例施行規則（昭和60年12月東京都北区規則第27号 以下「規則」という。）で使用する用語の例による。

(助成の種別)

第3 この要綱で定める助成の種類は、次のとおりとする。

- (1) 助成金の交付
- (2) 苗木の配布
- (3) 肥料、薬剤の配布
- (4) 植込地造成の一部直接工事
- (5) その他（器具等）

(助成の対象者)

第4 第3に規定する助成の対象者は次のとおりとし、助成金の内容は別表第1、現物給付の助成内容は別表第2のとおりとする。

- (1) 保護樹木等の所有者
- (2) 住民によるみどりの協定の代表者及び事業所等のみどりの協定を締結した事業者又は管理者
- (3) みどりのモデル地区の代表者

(助成金の交付申請)

第5 第4の(1)に規定する保護樹木等の所有者で、助成金の交付を受けようとするものは、当該助成金対象事業に着手する前に保護樹木等助成金交付申請書（別記第1号様式）を区長に提出しなければならない。

(交付認定の通知)

第6 区長は、助成金交付申請を受けた場合には、必要な調査を行い、助成金の交付が適当であると認めたときは、申請者に助成金交付認定通知書（別記第2号様式）により通知しなければならない。

(完了届出書)

第7 第6に規定する助成金交付認定を受けた者は、当該助成金対象事業を完了したときは、速やかに完了届出書（別記第3号様式）により区長に届出しなければならない。

(助成額の決定の通知)

第8 区長は、第7の届出に基づき、現地調査などの審査を行い、当該助成金対象事業が適当であると認めるときは、助成金の額を決定し、助成金交付額決定通知書（別記第4号様式）により通知しなければならない。

(助成金の請求)

第9 第8に規定する助成金交付決定を受けた者が助成金を請求するときは、助成金交付請求書（別記第5号様式）を区長に提出しなければならない。

(現物給付の受領書)

第10 区長は、住民によるみどりの協定緑化計画及び事業所等のみどりの協定緑化画に基づき、必要と認める現物給付を行うこととし、別表第2に規定する現物給付を受けた者は、現物給付受領書（別記第6号様式）を区長に提出しなければならない。

(国等に対する適用除外)

第11 この要綱に定める助成は、国及び地方公共団体並びにこれに準ずる法人に対しては適用しない。

付 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する

付 則（平成19年3月29日助役専決18北環環第497号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する

別表第1

助成金対象事業の助成内容

助成金対象事業	助 成 内 容		摘 要
保護樹木等の保存のために行うせん定、施肥、害虫防除等の維持管理	樹木	<p>保護樹木の維持管理に要する経費の2分の1とする。(限度額を超えた分については、所有者負担とする。)</p> <p>ただし、</p> <p>1. せん定については、樹木1本当たり年額70,000円を限度とする。</p> <p>2. 施肥、害虫防除等については、樹木1本当たり年額20,000円を限度とする。</p>	<p>1. 助成金の交付は、1年に1回を限度とする。</p> <p>ただし、保護樹木のせん定については5年に1回を限度とする。</p> <p>2. 助成金として算出した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>
	樹林	<p>保護樹林の維持管理に要する経費の2分の1とする。ただし、樹林1ヶ所当たり年額1平方メートル当たり40円で計算した額又は、100,000円のいずれか少ない額を限度とする。(限度額を超えた分については、所有者負担とする。)</p>	
	生垣	<p>保護生けがきの維持管理に要する経費の2分の1とする。ただし、生けがき1ヶ所当たり年額20,000円を限度とする。(限度額を超えた分については、所有者負担とする。)</p>	

別表第2

現物給付等の助成内容

現物給付助成対象事業	助 成 の 内 容
<p>1. 住民によるみどりの協定緑化計画（区長の認定を受けたもの。）に基づくみどりの保護と育成</p>	<p>1. 苗木の配布 みどりの協定緑化計画に基づき配布する。</p> <p>2. 肥料・薬剤の配布 必要に応じて年1回を限度として配布する。</p>
<p>2. 事業所等とのみどりの協定緑化計画（区長と協定を締結したもの。）に基づくみどりの保護と育成</p>	<p>1. 苗木の配布 みどりの協定緑化計画に基づき中木・高木を配布する。</p> <p>2. 肥料・薬剤の配布 必要に応じて年1回を限度として配布する。</p>
<p>3. みどりのモデル地区 （保全モデル地区及び推進モデル地区。）</p>	<p>1. 苗木の配布 みどりの協定緑化計画に基づき配布する。</p> <p>2. 肥料・薬剤の配布 必要に応じて年1回を限度として配布する。</p>